

# 令和4年第4回教育委員会臨時会議事録

令和4年3月30日

東久留米市教育委員会

令和4年第4回教育委員会臨時会

令和4年3月30日(水)午前9時33分開会

市役所6階 602会議室

議題

- 第1 議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について  
第2 議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
第3 議案第13号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について  
第4 議案第14号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について  
第5 議案第15号 東久留米市図書館協議会委員の委嘱について

第6 教育長報告

- ①令和4年第1回市議会定例会について  
②令和3年度後期(10月~3月)の教育長の休暇等の取得について  
③その他

第7 議案第16号 東久留米市教育部参事兼指導室長の任免について

※議案第16号は非公開での審議のため、公開の会議の議事録に掲載していません。

---

出席者(5人)

教 育 長	土 屋 健 治
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄

欠席者(1人)

委 員	馬 場 そ わ か
-----	-----------

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 2人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時33分)

- 土屋教育長 これより令和4年第4回教育委員会臨時会を開会します。  
馬場委員がご欠席ですが、定足数を満たしていますので会議は成立しています。
- 

◎議事録署名委員の指名

- 土屋教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。  
○尾関教育委員 はい。
- 

◎会議の進め方

- 土屋教育長 会議の進め方について説明をお願いします。  
○栗岡教育総務課長 「議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」及び「議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は関連するため一括で審議し、討論及び採決は個々に行います。  
「議案第16号 東久留米市教育部参事兼指導室長の任免について」の審議は非公開でお願いしたく、また、事務局側の出席は教育部長、指導室長及び教育総務課長とします。なお、議案については審議後に回収させていただきます。  
○土屋教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第11号及び議案第12号については一括で審議し、討論及び採決は個々で行うこと、さらに議案第16号の審議については非公開で行い、関係者のみが出席とするということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。  
これより公開の会議に入ります。

---

◎傍聴について

- 土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

- 土屋教育長 傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなどしていますが、マスクをしていただくなどの個々の対応もおとりいただきますようお願いいたします。資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。また、議案第16号は非公開での審議になりますので、その際にご退席願います。
- 

◎議事録の承認

- 土屋教育長 議事録の承認に入ります。2月9日に開催しました第2回定例会、2月24日に開催しました第3回定例会、同日に開催しました第2回臨時会及び3月25日に開催した第3回臨時会の議事録についてご確認いただきました。訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎議案第11号及び議案第12号、上程、説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第1「議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、及び日程第2「議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。審議は一括で行い、採決は個々に行います。教育部長から説明をお願いします。
- 山下教育部長 先ず「議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、令和4年3月30日、議案を提出するものです。提案理由ですが、令和4年4月1日付市の組織改正に係る市の規定の整備等に伴い、教育委員会の規定を整備する必要があります。次に「議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、令和4年3月30日、議案を提出するものです。提案理由ですが、令和4年4月1日付の市の組織改正及び文書管理システムに係る市の規定の整備等に伴い、教育委員会の規定を整備する必要があります。詳しくは教育総務課長から説明します。
- 栗岡教育総務課長 「議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」補足説明をします。本件は4月1日付で組織改正が行われ、市の規定が変更されることに伴い、教育委員会処務規則の一部を改正するもののほか、それ以外の所管課も見直しを行い、一部改正を行うものです。3枚目の新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案で、下線の個所が変更部分となります。今回の組織改正では新たに担当課長が規定されることとなりました。したがって、第3条第3項において「主幹」を「主幹、担当課長」に改め、第4条第5項中「参事及び主幹は」を「参事及び主幹並びに担当課長は」に改めます。また、「別表 分掌事務」では、一部文言修正を行っています。なお、施行期日は令和4年4月1日の施行となります。
- 続いて、「議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」説明します。議案第11号と同様に組織改正に伴う改正、また、文書管理システムに係る市の規定の整備に合わせて事務決裁規程の整備をしています。また、それ以外の個所について各所管課で見直しを行い、文言等について一部改正を行うものです。こちらも施行期日は本年4月1日からとしています。
- 土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。
- 宮下教育委員 「主幹」「担当課長」「参事」の職階制がありますが、参事、主幹及び担当課長の序列はどうなっていますか。
- 栗岡教育総務課長 これまでは参事の下に主幹という並びでしたが、今回の改正では主幹と並列する形で担当課長が整備されます。特別な課題について解決するための短期的な事務事業には主幹が配置され、それ以外の継続的な事務事業のために配置される役職として「担当課長」が置かれます。
- 宮下教育委員 分かりました。
- 土屋教育長 以上で質疑を終わります。これより議案第11号の討論に入ります。
- 宮下教育委員 討論省略。
- 土屋教育長 討論省略と認めます。以上で議案第11号に係る討論を終わります。これより採決に入ります。「議案第11号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第11号は承認することに決しました。

続いて、議案第12号の討論に入ります。いかがでしょうか。

○宮下教育委員 討論省略。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第12号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第12号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第12号は承認することに決しました。

---

◎議案第13号、上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第3、「議案第13号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第13号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、令和4年3月30日、議案を提出するものです。提案理由は、委員の任期満了により新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 「議案第13号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」補足説明します。本件は「東久留米市スポーツ推進委員に関する規則」の定めるところにより、委嘱していますスポーツ推進委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となることから、令和4年4月1日から新しく委員の委嘱をするものです。

スポーツ推進委員には、毎月、スポーツセンターで開催しているニュースポーツデーや市民綱引き大会をはじめとしたスポーツイベントの実施のほか、他団体が実施する各種スポーツイベントにも積極的に協力し、市内のスポーツ振興に幅広くご活躍いただいています。委員数は現在22名で、うち4名が退任することとなりました。そこで、残る18名を再任とし、名簿の19番目の伊藤友香さん、20番目の萩原朋典さん、21番目の南埜はなさん、22番目の岩松安義さんを新任として迎え、総勢22名となります。

新委員候補の4名の方をご紹介します。伊藤さんはバスケットボールの社会人チームのマネージャーをされていたほか、スポーツを通じた社会貢献活動をパートナーとして、また、スポーツ団体の運営などに保護者の立場から携わり、多面的な側面からスポーツを支える活動を長年続けておられます。萩原さんは、現在、市のスポーツセンターに勤務されています。これまでスポーツ推進委員がスポーツセンターで活動する際などに、さまざまな助力をいただいていたと思います。今後はスポーツ推進委員として、市民の体力向上やスポーツが盛んなまちとなるよう取り組みたいとのことです。南埜さんは、この3月まで大学で生涯スポーツについて研究されていました。在学中から地域でスポーツやレクリエーションなどのイベント等を実施されており、卒業後もこうしたフィールドワークを続けていきたいとのことです。ご自身も陸上競技を続けておられる傍ら、高校や中学校でもコーチングをされ、子どもたちのパフォーマンス向上に携われることにやりがいを感じていらっしゃるということです。これらの経験をスポーツ推進委員としての活動に生かしていきたいと伺っています。最後に、岩松さんは平成20年度から29年度までの10年間、スポーツ推進委員として活動していただきましたが、ご事情によりいったん委員をお辞めになっておられました。コロナ禍においてスポーツの大切さを改めて感じられたとのことで、再度、スポーツ推進委員として市民スポーツの振興にご尽力いただけるとのことです。4名とも今回の任期の更新に当たり、現スポーツ推進委員からご紹介いただきました。また、お話を伺う中では、「見る、する、支える」というスポーツの三つの要素のうち、「支えるスポーツ」に意欲的に取り組んでおら

れ、まさにスポーツ推進委員が目指す方向と合致し、これまでの経験が大いに生かせるものと考えています。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。よろしければこれより議案第13号の討論に入ります。

○宮下教育委員 討論省略。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で議案第13号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第13号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第13号は承認することに決しました。

---

◎議案第14号、上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第4、「議案第14号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第14号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」、令和4年3月30日、議案を提出するものです。提案理由は、委員の任期満了により新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 「議案第14号 東久留米市いじめ問題対策委員会委員の委嘱」について説明します。東久留米市いじめ問題対策委員会委員は東久留米市いじめ防止対策推進条例第10条6項に基づき、令和4年3月31日付で全委員が2年間の任期満了となり、新たに委嘱する必要があります。このたび、4名の委員を再任することとしました。資料の2ページ目をご覧ください。再任する委員を紹介します。

初めに、「学識経験者」として三藤あさみさんです。現在、学校インターンシップや教育実習等で本市と連携している十文字学園女子大学からご紹介いただきました。人間生活学部児童教育学科准教授です。横浜市教育委員会指導主事、横浜市内の中学校で副校長、その後、大学で社会科教育や学級経営の専門家として教鞭をとられているとのこと。次に、「法律分野」として佐々木茂さんです。本市の行政法律相談の担当弁護士でいらっしゃいます。次に、「心理分野」として平野学さんです。公認心理師、臨床心理士の有資格者です。現在、平野カウンセリングオフィスの代表をされています。この方は一般社団法人東京公認心理師協会からご推薦いただきました。次に、「福祉分野」として相川浩一さんです。社会福祉法人リブリーすばるで施設長を務めておられます。さらに、事務局から教育部長と指導室長が入り、計6名について、令和4年4月1日付で委員の委嘱をしたいと考えています。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時50分)

(再開 午前9時51分)

休憩を閉じて再開します。

○椿田指導室長 説明の中で誤りがありましたので訂正します。説明の中では、「東久留米市いじめ問題対策委員会」と説明しましたが、正しくは「東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会」という名称ですので、この場をお借りしておわびするとともに、訂正をお願いします。(※議事録は訂正済み)

○土屋教育長 訂正については了解しました。

それでは、改めまして本件についてご質問はありますか。なければこれより議案第14号の討論に入ります。

○宮下教育委員 討論省略。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第14号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第14号、東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第14号は承認することに決しました。

---

◎議案第15号、上程、説明、質疑、討論、採決

○土屋教育長 日程第5、「議案第15号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第15号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」、令和4年3月30日、議案を提出するものです。提案理由は、委員の任期満了により新たに委嘱する必要があるためです。詳しくは図書館長から説明します。

○島崎図書館長 「議案第15号 東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」補足説明します。本件は、現在の図書館協議会委員が3月31日で任期が終了することから、新たに令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間で任期とした委員を委嘱するものです。

図書館法第14条により、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」とされています。また、東久留米市立図書館協議会設置条例第2条において、定数は10人以内、委員は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者、公募による者から選出し、構成することとされており、同第3条で、「委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。」こととされています。今回、現委員の任期満了により新たな委員の委嘱を提案するに当たり、定数10名のうち8名が再任となります。

資料の2ページ目をご覧ください。新任は第1号委員である学校教育関係者として市立中央中学校校長の齋藤実さん、第3号委員である家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者として、駿河台大学助教の青野正太さんを選出しています。齋藤さんは中学校長会からご推薦をいただいています。青野さんは駿河台大学メディア情報部助教としてお務めであり、図書館情報学、公共図書館、図書館サービス等を専門とされており、広く図書館に対する知識をお持ちであることから様々なご意見をいただけるものと期待しています。また、公募による委員の山本さんと酒井さんについては、公募を行った中から選考により改めて選出された方々です。利用者としての視点から様々なご意見をいただけるものと考えています。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。よろしければこれより議案第15号の討論に入ります。

○宮下教育委員 討論省略。

○土屋教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第15号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第15号、東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第15号は承認することに決しました。

---

### ◎教育長報告

- 土屋教育長 日程第6、教育長報告に入ります。「①令和4年第1回市議会定例会について」の説明をお願いします。
- 山下教育部長 令和4年第1回市議会定例会について報告します。次の資料を用意しました。会議結果の一覧、議案第19号東久留米市副市長の選任について、議案第20号東久留米市教育委員会教育長の任命について、提出追加議案の一覧、一般質問答弁概要です。資料については前もって送付してあるものもありますが、その審議等についても若干触れさせていただきます。

会期は3月1日から3月28日まで28日間の期間で開催されました。一般質問は7日から10日まで、総務文教委員会は14日、予算特別委員会は17日から24日まで行われました。市長による行政報告は初日の日程の最後に行われました。資料は前もって送付したところですが、「東久留米市第二次特別支援教育推進計画の策定について」です。これは、2月9日の教育委員会定例会でご審議いただいたもので、市長からは、「平成27年度東久留米市特別支援教育推進計画の策定以降の特別支援教育に関わる内外の動向等を踏まえ、特別支援教育を推進するため令和4年度から3年間の取り組むべき施策を示したものである。」との報告がありました。

続いて、資料の会議結果の一覧において、教育委員会に関係する案件について報告します。議案についてです。「議案第4号 令和3年度東久留米市一般会計補正予算（第12号）」には中学校移動教室取消料金等補助金が計上され、初日即決議案として本会議で審議されました。採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。次に、「議案第15号 令和3年度東久留米市一般会計補正予算（第13号）」では小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業費、学校施設の大規模中規模改造工事費、第五小学校普通教室整備工事費、南中学校トイレ改修工事費のほか、各種契約差金や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で未実施となった事業費の減額などについて、予算特別委員会に付託され、審議の結果、挙手全員で原案のとおり可決され、最終日の本会議においても挙手全員で可決されました。続いて、「議案第14号 令和4年度東久留米市一般会計予算」です。こちらは予算特別委員会に付託され4日間にわたる審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決、最終日の本会議においても賛成対数で可決されました。

次に、資料の裏面になりますが、最終日に「議案第19号 東久留米市副市長の選任について」が追加議案として上程されました。西村幸高副市長の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、新たに荒島久人氏の選任について議会の同意を求めるもので、挙手全員で同意されました。同じく最終日に「議案第20号 東久留米市教育委員会教育長の任命について」が追加議案として上程されました。土屋健治教育長が令和4年3月31日をもって辞職されるため、新たに片柳博文氏の任命について議会の同意を求めるもので、挙手全員で同意されました。議案についての報告は以上です。

次に、教育委員会に関係する請願についてです。「4請願第1号 東久留米市の食育の推進と市立中学校の全員給食の実現を求める請願」については、弁当併用スクールランチ方式についてアンケートを実施して検証し、改善を図るべきである。食育として地場産物の食材を用いても生徒の喫食率がなお課題となってくる。子供の貧困、福祉の観点からも全員給食を検討すべき。本請願は採択すべきという意見がありました。また、弁当併用スクールランチ方式は様々な経緯の後にたどり着いた方式であり、保護者の選択を可能にしているのも特徴である。食育の推進や地場食材の利用、おいしく食べられるような工夫についても努

力が感じられる。本請願は不採択とすべきなどの意見が交わされ、採決の結果、総務文教委員会及び最終本会議ともに賛成少数で不採択となりました。

次に、「4 請願第 2 号『図書館利用者懇談会』（仮称）の開催を求める請願」については、指定管理者による図書館運営については様々な検討を重ねて実現したことであり、開館時間の延長や特別整理休館期間の短縮などの改善実績もある。図書館の運営については指定管理者の役割と区分されており、懇談会を根拠のある会議体とするのは難しい。本請願は不採択とすべきとの意見。また、利用者懇談会は市内の生涯学習センターでも開催している。図書館協議会とのすみ分けをきちんとすれば両立は可能である。よりよい図書館を実現するためには市民との対話が必要である。本請願は採択とすべきなどの意見が交わされ、採決の結果、総務文教委員会及び最終本会議ともに、賛成少数で不採択となりました。次に、「4 請願第 6 号 国に対して『小中学校全学年に 35 人以下の少人数学級の速やかな実現を求める意見書提出』を求める請願」についてです。これは市議会が関係行政庁に意見書を提出することを求めるものであり、市内の各地域の児童数の動向を見極めていく必要があることや教員の確保の問題等を考えると、早急な実現は難しい。計画的、段階的に進めていく必要があると考える。よって、本請願は不採択とすべき。また、学校現場は感染症対策だけではなく、よりゆとりのある教職員体制で外国語、ICT 教育などを実践していくためにも速やかな少人数学級の実現を進めていく必要がある。一方で、国の来年度予算は公立小中学校の教職員人件費の国庫負担金を前年度比 149 億円減、3,302 人分相当が減額されている。現在の教職員定数さえ維持されず、大幅に減らす余地などはない。よって本請願は採択し、意見書を提出すべきなどの意見が交わされ、採決の結果、総務文教委員会及び最終本会議とも、賛成少数で不採択となりました。

次に、一般質問答弁概要をご覧ください。1 番の宮川議員が（1）生涯学習センターについて。2 番の当麻議員が（1）小山小学校増改築工事について。3 番の野島議員が（1）ICT 教育の推進、タブレット端末の活用について、（2）スポーツができる場づくりについて。4 番の鴨志田議員が（1）中学校給食について、（2）市内小中学校における児童生徒、保護者の負担軽減について。5 番の永田議員が（1）特別支援学級の通学用自動車について、（2）教育センターについて。6 番の村山議員が（1）小中学校エアコン設置の推進について。7 番の引間議員が（1）北京オリンピック日本代表川村あんり選手（東久留米市出身）について。8 番の中野議員が（1）中学校給食について、（2）学校における子どもの人権及び人権教育について。9 番の青木議員が（1）中学校給食について、（2）学校用務の段階的アウトソーシング化について。10 番の間宮議員が（1）学校現場における男女平等について。11 番の梶井議員が（1）ICT 教育について、（2）中学校給食について、（3）学校図書館について。12 番の沢田議員が（1）ヤングケアラーに対する支援について。13 番の高橋議員が（1）学校に通えない子どもたちへの関わり方について。14 番の三浦議員が（1）インクルーシブ教育について、と多岐にわたるご質問をいただきました。

答弁要旨についてはただいまの資料「一般質問答弁概要」をご覧ください、質疑のやりとりについては後日公開されるホームページをご参照いただけたらと思います。

以上が令和 4 年第 1 回市議会定例会の報告です。

- 土屋教育長 本件について何かご質問はありますか。よろしければ、「②令和 3 年度後期（10 月～3 月）の教育長の休暇等の取得について」の説明をお願いします。
- 栗岡教育総務課長 令和 3 年度後期（10 月～3 月）の教育長の職務専念義務の免除の申請及び年次休暇等の取得について報告します。資料として「東久留米市教育委員会教育長の職

務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を添付しています。教育委員会へは4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、2回に分けて報告を行っています。今回はその後期分となり、有休休暇は1日と45分、職務専念義務の免除の申請はありませんでした。以上です。

- 土屋教育長 予定していました教育長報告は以上ですが、その他、事務局からありますか。
- 栗岡教育総務課長 市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。前回報告しました2月24日の第3回定例会以降、引き続き、小・中学校の児童生徒が感染した事案が報告されてきています。2月24日から3月29日までの34日間で市立小学校において265名、中学校において88名の児童生徒の感染が確認されています。また、学校は春季休業に入っていますが、春季休業に対しての新型コロナ対策については文部科学省からの通知等により、改めて各学校にお願いしています。
- 土屋教育長 これについて何かご質問はありますか。ほかに事務局からありますか。
- 椿田指導室長 3月26日から29日までの4日間、富山県氷見市において中学生の全国ハンドボール大会がありました。西中学校のハンドボール部が男女とも出場し、男子は全国ベスト8、女子は第3位という結果でした。
- 土屋教育長 ほかに事務局からありますか。教育委員の皆様から何かありますか。
- 宮下教育委員 1件お伝えしたいことがあります。

あと1日で令和3年度が終わり、人事の刷新があり令和4年度に入ります。ここにいる職員の皆さんで新たなところに行く方は、期待でいっぱいのお気持ちだと思います。

ここに私が手に入れたある文書があります。学校用務員の委託計画について、教育長、部長、課長、係長までの実名が入った上で中傷しているものです。これが学校にも配布されているし、校長にも届いていると伺っています。私はこのような文書がそのままにされてはならないと強く思います。

学校用務の委託計画は、教育委員会の席上で、何回となく事務局から説明がありました。時間をかけていろいろなデータを基にしながら、経緯について説明をされていました。

この委託計画は当然ながら教育委員会だけではなく、市長部局と言いますか、庁議で認められた内容であるはずですが、そうでありながらなぜこのような文書が流れていくのか。

事前に団体交渉等もあったのではないかと思います。先ずお伺いしたいのはこの中傷文書の事実を事務局サイドは知っていたかどうか。知っていたとすればこれに対して抗議すべきだと思います。私たちも教育委員も承認したことがこのように書かれているのですから、嚴重抗議をしたのかどうかを伺います。

もう一つ、団体交渉が何回もあったと書かれています。どのような交渉があったのか。と言いますのは、職員が今後も勇気と努力と素晴らしい発想力をもって仕事を推し進める必要がありますし、そのエネルギーを損ねてしまうようなことがないように私たち教育委員はサポートしていかなければいけないと思っています。こういうことについては毅然と対応していかなければなりません。どのような経緯があったのか、どのような交渉をしてきたのかを伺います。

- 栗岡教育総務課長 学校用務の委託化計画については、昨年の秋に公表しています。12月から交渉の申し入れがあり、現在も継続して交渉しています。当初は計画の内容や現在の学校用務員の処遇について話し合ってきました。しかしながらこちらの意図する部分と組合側との妥結点について折り合いがつかない状況もあり、その中でそのようなビラが投函されたということです。そのビラの所在など承知していたかということについては事前の通知、告

知等がありませんでしたので投函後に知りました。

これまでは用務員の方それぞれに私から丁寧に対応してきていますが、組合との交渉については継続しています。ビラについての対応や抗議については職員課等々と教育委員会と話し合いをしながら、そのビラの内容について回答を求める、いわゆる、個人を特定するような形で内容について投函していることについて抗議をし、今後の対応についても回答を求めることで、今、組合に文書を出している状況です。

- 山下教育部長 経過及び事実関係については今教育総務課長が申し上げたとおりで、組合側の要求は現計画の4月1日施行を3か月でも半年でも、4月1日の実施は遅らせるべきということです。また、会計年度任用職員については相手方の主張としては雇い止めであると言っています。しかし、会計年度任用職員は任期も決まっており、その任期が満了で任用が終了するということですから交渉事項に当たりませんし、委託の実施についても管理運営事項であるため交渉要件ではないというところは、弁護士の先生と確認しています。

また、こちらから組合には交渉要件がないことから合意すべき事項がないため申し入れはしていません。それで、今回の計画を知った組合側が交渉を申し入れてきて、それに教育委員会としては応じているという状況です。この点については当然合意を求める事項もなく、組合側の主張と我々の回答は当然のごとく平行線です。私どもは計画の策定手続、4月1日に向けた予算編成、契約手続、また、今後の対応についての一切を適切に行っています。そういったところを説明しつつもなかなか理解をしてもらえない現状があり、4月以降も継続協議になるということです。

- 宮下教育委員 この内容は交渉事項ではないということを相手側にもっと強く伝えるとともに、ビラに書いてある内容等については強く抗議していかなければ組織の所属職員を守れなくなってしまうと危惧しています。

役所の中のそれぞれの部署で活躍する職員を大切にしていかなければいけないと思いますので、ぜひその気持ちを持ちながら今後も対応していただきたいと思います。

- 山下教育部長 説明が漏れていましたので補足します。書面で抗議という形のことを表明して、内容はビラに対する謝罪及び改善を求めています。「改善」で私どもが求めているところは、訂正ビラの配布があって初めて「改善」されると思っていますが、その点については期日が過ぎていますが、相手方からは回答はされていないということです。

- 宮下教育委員 きちんと対応してくださっていることを信じながら、また、今後もこのようなことに対しては毅然とした態度で接していただきたいと、再度申し上げます。

- 土屋教育長 しっかり対応していく必要があると思っています。

以上で公開の会議を終了します。関係職員以外は退席させていただきます。暫時休憩します。

(休憩 午前10時24分)

[教育部長、指導室長、教育総務課長以外の職員は退席]

(公開の会議を閉じる)

(非公開の会議を開く)

---

※令和4年第4回教育委員会臨時会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和4年5月9日

教育長 片柳博文（自書）

署名委員 尾関謙一郎（自書）